

現在入院中のかた、これから入院されるかたへ

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付手続き

手続きに必要なもの ▶国民健康保険証 ▶認印（世帯主のもの）▶認定証の更新をするかたは、現在お持ちの認定証
 手続き場所 国保年金課（本館1階7番窓口）

期 限 認定証の更新をするかたは、8月31日までに手続きしてください。

※初めて認定証の交付を受けるかたは、入院が決まり次第、至急手続きをしてください。

注意点 入院した月内に病院の会計窓口にて認定証の提示をしなければ適用されません。また、入院費をお支払いした後に
 認定証の提示をしても適用されませんので、早めに交付手続きをしてください。

- 限度額適用認定証とは、そのかたの限度額がどの区分に該当するか、を証明したものです。
 ※70歳未満のかたが対象となります。

入院費の限度額（1月当たり）

区 分	限 度 額
A（上位所得世帯）	150,000円+【(総医療費-500,000円)×0.01】(83,400円)
B（一般世帯）	80,100円+【(総医療費-267,000円)×0.01】(44,400円)
C（市民税非課税世帯）	35,400円(24,600円)

※（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額です。

- 標準負担額減額認定証とは、そのかたが入院時の食事代の減額に該当するか、を証明したものです。年齢問わず、非課税世帯のかたが対象となります。

入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

区 分		負 担 額	
上位所得者および一般世帯		260円	
市 民 税 非 課 税 世 帯	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
		90日を越える入院 （過去12カ月の入院日数）	160円
	低所得者Ⅰ	100円	

- ※低所得者Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税のかた。
- ※低所得者Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税で世帯全員の各所得金額がすべて0円のかたおよび老齢福祉年金受給者。

問い合わせ先 国保年金課（☎235111内線249）

十和田市集中改革プランなどの取り組み

平成19年度末現在

平成17年度から21年度までを計画期間として策定した十和田市行政改革大綱に基づく集中改革プランなどの取り組み状況について、その概要をお知らせします。

取り組み状況の概要

平成19年度末現在での取り組み状況は、集中改革プラン、実施計画、公営企業集中改革プランを合わせた235の取り組み項目に対し、約8割となる185項目が実施済みとなりました。このうち、平成19年度までに取り組みむこととしていた185項目に対しては、約92%の170項目が実施済みとなり、おおむね計画通りの項目が実施されました。

職員の見員管理の状況については、平成20年4月1日現在で職員数は897人となり、当初計画していた同日現在の905人を8人上回る職員減となりました。

また、平成19年度までに実施した取り組み項目の財政効果は、全体で約19億3100万円の計画に対し、約25億2500万円の実績となり、目標を約5億9400万円上回る経費の節減となりました。

◇取り組み項目の実施状況

区 分	取組 件数	実 施 済件数	進捗率
全体の取り組み状況 (平成17年度～21年度)	235	185	79%
平成19年度 までの状況	185	170	92%

◇職員の見員管理の状況

平成17年4月1日職員数	948人
平成20年4月1日計画①	905人
平成20年4月1日実績②	897人
平成20年度の比較増減(②-①)	△8人
平成22年4月1日計画	884人

◇経費節減などの財政効果の状況

平成19年度までの計画①	19億3,100万円
平成19年度までの実績②	25億2,500万円
比較増減(②-①)	5億9,400万円
全体の節減計画 (平成17年度～21年度)	44億2,500万円

※詳細は、市ホームページのほか、総務課、公民館、図書館、十和田湖支所などで閲覧できます。

問い合わせ先

総務課行政文書係（☎235111内線131）